

全日本高等学校馬術連盟騎乗者資格規程

1. 目的

本連盟の主催競技会及び地区予選会等における人馬の安全管理と事故の未然防止のため、競技会に出場できる十分な知識と技能を有することを確認し、競技会の充実を図ることを目的とする。

2. 騎乗者資格の種類及び名称

本連盟の騎乗者資格は次の2種類とする。

HC級(日本馬術連盟騎乗者資格C級クラス)

HB級(日本馬術連盟騎乗者資格B級クラス)

3. 全日本高等学校馬術連盟主催競技会への出場資格

- 1) 全日本高等学校馬術競技大会:HB級以上もしくは日本馬術連盟騎乗者資格B級以上
- 2) 全日本高等学校馬術選手権大会:HB級もしくは日本馬術連盟騎乗者資格B級以上
- 3) 地区予選会:上記基準に準ずる。
- 4) 地区競技会:特に規定はしないが、いずれかの資格を有していることが望ましい。
- 5) その他当連盟の共催競技会への出場資格も上記に準ずる。

4. 騎乗者資格審査会の開催

- 1) 各地区もしくは加盟各高等学校単位で開催することができる。開催を希望する場合は、文書にて本連盟会長あて実施の1ヶ月前に申請し、筆記試験問題等の交付を受ける。
- 2) 審査会の受験料は、主催者が決定し、開催要項に明記すること。

5. 検定員

検定員は、指導者資格と実技試験実施種目に応じた審判員資格を併せて所持している者で編成することを基本とし、その資格要件は以下のとおりとする。

なお、指導者資格と審判員資格を併せて所持していない者を検定員とする場合は、不足する資格の所有者を補うことにより編成できるものとする。

【 HB級 】

	指導者資格	審判員資格
主任検定員 (1名)	次の何れかの資格を有する者 (公財)日本スポーツ協会公認コーチ (公財)日本スポーツ協会公認指導員	実技試験実施種目に応じた 1級以上の審判員資格を有する者
検定員 (2名)	次の何れかの資格を有する者 (公財)日本スポーツ協会公認コーチ (公財)日本スポーツ協会公認指導員 (公社)日本馬術連盟認定指導員	実技試験実施種目に応じた 2級以上の審判員資格を有する者

【HC級】

	指導者資格	審判員資格
主任検定員 (1名)	次の何れかの資格を有する者 (公財)日本スポーツ協会公認コーチ (公財)日本スポーツ協会公認指導員	1級以上の審判員資格を有する者
検定員 (1名)	次の何れかの資格を有する者 (公財)日本スポーツ協会公認コーチ (公財)日本スポーツ協会公認指導員 (公社)日本馬術連盟認定指導員	2級以上の審判員資格を有する者

6. 受験資格

本連盟に加盟している高等学校馬術部員で、本連盟に登録されている者。なお、HB級受験者は、HC級もしくは日本馬術連盟騎乗者資格C級を取得済みのものに限る。

7. 審査内容

HC級： 指定の運動課目・筆記試験(いずれも日本馬術連盟騎乗者資格C級検定を適用)

HB級： 障 害(日本馬術連盟B級検定コースを適用)
馬 場(日本馬術連盟制定馬場馬術第2課目B2022)
筆記試験(日本馬術連盟騎乗者資格B級検定試験問題を適用)

8. 審査の基準

日本馬術連盟認定騎乗者資格規程に定める「騎乗者資格検定の審査基準」ならびに「その他の基準」を適用する。

9. 合否判定

認定試験終了後に検定員による審査会を開き、合否を判定する。

10. 認定手続き

実施報告書、検定結果報告書および登録申請料(別表参照)を添え、本連盟事務局に提出する。

11. 認定証の発行

認定登録者には全日本高等学校馬術連盟の認定証を発行する。

12. 移行措置

他団体の資格を有している者については、下記の条件により騎乗者資格審査会を受験せず、登録することができる。

HB級	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定1級取得者 日本乗馬少年団連盟が認定する中級資格取得者
HC級	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定3級取得者 日本乗馬少年団連盟が認定する初級資格取得者

13. 移行手続き

申請者は移行可能な現有資格の認定団体より資格証明書を受け取り、登録申請書に添付し移行手数料を添えて申請する。

14. 日本馬術連盟騎乗者資格への移行

HB級騎乗者を取得した後、日本馬術連盟B級騎乗者資格への移行を希望する場合は、本連盟に対し騎乗者資格取得発行申請を行い、騎乗者資格取得証明書(別表参照)の発行を受けた後、日本馬術連盟に対し会員登録をするとともに、移行申請するものとする。

2 HC級取得者は、高等学校卒業時及び卒業後に日本馬術連盟C級騎乗者資格に移行することができる。手続きは第1項に定めるHB級から日本馬術連盟B級への移行と同じとする。

15. 日本乗馬少年団連盟制定騎乗者資格との関係

日本乗馬少年団連盟の中級騎乗者資格所有者は、それぞれ当連盟制定のHB級を所有しているものと見なす。

2 当連盟騎乗者資格への移行を希望する場合は、移行申請書と少年団連盟の騎乗者資格取証明書および所定の手数料を添えて、所属の高等学校馬術部を経て当連盟に提出すること。

16. 公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会制定技能認定級との関係

全国乗馬倶楽部振興協会制定の1級騎乗者資格所有者は、それぞれ当連盟制定のHB級資格を所有しているものと見なす。

2 当連盟騎乗者資格への移行を希望する場合は、移行申請書に全国乗馬倶楽部振興協会の認定証の写しおよび所定の手数料を添えて、所属の高等学校馬術部を経て当連盟に提出すること。

17. 全日本学生馬術連盟制定騎乗者資格との関係

HB級騎乗者を取得した者で、大学に進学し全日本学生馬術連盟SA級騎乗者資格への移行を希望する場合は、本連盟に対しHB級騎乗者資格取得証明書の発行申請を行い、騎乗者資格取得証明書(別表参照)の発行を受けた後、全日本学生馬術連盟に移行申請するものとする。

附則

- 1 この制度は平成20年 4月 1日より実施する。
- 2 前項の規定に拘わらず、本連盟主催競技会への出場資格の適用は平成 21 年 3 月末日までの猶予期間を設ける。

附則

この制度は平成21年 4月 1日より実施する。

附則

この制度は平成30年 4月 1日より実施する。

附則

この制度は令和2年 4月 1日より実施する。(第17項)

附則

この制度は令和4年 4月 1日より実施する。(第16項)
令和4年3月31日までに実施した審査での旧2級取得者は令和4年12月末日までの猶予期間を設ける。

附則

この制度は令和5年 4月 1日より実施する。(第 7・16 項)

別表 認定登録料

騎乗者資格	認定登録料(1件につき)
HC級	5,000円
HB級	5,000円

他団体からの移行手数料 2,000円
騎乗者資格取得証明書発行 2,000円